

大垣女子短期大学みずき会会則

(平成5年4月6日制定)

(名 称)

第1条 本会は、大垣女子短期大学みずき会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、みずき会会員と本学の密接な協力によって、教育成果の向上を期し、学生の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 学校教育の理解と協力及び会員相互の教養向上に関する事。
2. 学生の福利、厚生に関する事。
3. 奨学事業に関する事。
4. 学校施設・設備の充実にに関する事。
5. その他必要な事項。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本学に在籍する学生の保護者とする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名 (内、1名は本学職員とする。)
幹 事	5～8名 (内、1名は、本学職員とする。)
会 計 監 査	2名 (内、1名は本学職員とする。)

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、必要に応じて本会に顧問を置くことができる。

第6条 役員の就任は、前年度役員会の推薦により、みずき会総会の承認によるものとする。

第7条 会長は、本会を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の事務を代行する。
3. 幹事は、重要事項を審議し、事業を企画する。
4. 会計監査は、本会の会計を監査する。

(事務局)

第8条 本学の事務局を大垣市西之川町1丁目109番地大垣女子短期大学内に置く。

本会の事務局に事務職員を若干名置くことが出来る。

事務局には、事務長を1名を会長が委嘱し、本会の事務を統括する。

(会 議)

第9条 本会に、会議を設ける。

1. 総 会

(1) 総会は、会長が召集し、出席会員の過半数をもって議決する。

(2) 通常総会は、毎年4月に開催する。

(3) 通常総会は、決算報告・事業計画・予算の承認・役員を選出を行う。

(4) 臨時総会は、会長が必要と認めた時、開催することが出来る。

2. 役員会

役員会は、会長が召集し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画・役員選出に関する事。

(2) 決算及び予算に関する事。

(3) その他必要事項。

(会議・会計)

第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもって支弁する。

第11条 本会の会費は、年会費とし、金額は、総会において決定する。

第12条 会費は毎年4月10日までに納入するものとする。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 会計報告は、会計監査による監査を経て、通常総会の承認を得るものとする。

(その他)

第15条 本会会則の変更は、総会の決議によって行う。

附 則

1. この規程は、平成5年4月6日から施行する。

2. この規程は、平成10年4月4日から施行する。

3. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

4. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

5. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

6. この規程は、平成19年4月1日から施行する。